



大阪労働局発表  
平成23年4月15日（金）

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 担 | 大阪労働局職業安定部<br>職業安定課<br>求職者支援準備室 |
| 当 | 電話 06-4790-6302（直通）             |

# 「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」を設置 初会合は平成23年4月19日開催 ～あなたのしごとと暮らしを支えます～

平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災により、多くの尊い人命が失われ、かつ甚大な経済的被害をもたらされたところです。

大阪労働局（局長 西岸 正人）では、各省庁を横断して総合的な対策を策定し、強力な推進を図るという目的で設置された「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」で決定された基本対処方針「被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中で一つとなって支えていく」を受け、被災した方々としごととのマッチング体制を構築するために「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」を設置し、関係機関で知恵を出し合い、被災された方々のしごとと暮らしを力強くサポートしていきます。

併せて、労働局長から経済団体に対し、東日本大震災に係る雇用問題への配慮について要請します。

## 1 「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」の設置（平成23年4月19日）

### 【協議会メンバー】

会 長：大阪労働局 局 長  
事務局長：大阪労働局 職業安定部長  
委 員：大阪労働局 総務部長、労働基準部長、需給調整事業部長  
職業安定部職業安定課長、雇用保険課長  
近畿経済産業局 地域経済部産業人材政策課長  
近畿農政局大阪農政事務所 農政推進課長  
大阪府 商工労働部 雇用推進室長、  
商工労働部 商工労働総務課長  
大阪市 市民局 雇用・勤労施策担当部長  
経済局 総務部 企画課長  
堺市 産業振興局 商工労働部長  
産業振興局 商工労働部 雇用推進課長  
公益社団法人関西経済連合会 労働政策部長  
大阪商工会議所 人材開発部長  
大阪府中小企業団体中央会 労政調査部長  
大阪府商工会連合会 事務局長  
日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長  
独立行政法人雇用・能力開発機構大阪センター 統括所長

### 【協議会で行う検討内容】

- 大阪における被災者等の居住及び求職動向に関する情報収集に関すること。
- 大阪における被災者等への職業相談、求人確保及び求人情報の提供に関すること。
- 雇用・労働関係の特例措置の広報・周知に関すること。
- 被災地に対する求人情報、住居・生活関連情報の発信に関すること。

## **2 経済団体に東日本大震災に係る雇用問題への配慮を要請**

- 日 時：平成23年4月19日（火）13時10分から13時25分まで  
場 所：ホテル プリムローズ大阪 貴賓室  
（大阪府中央区大手前3丁目1番43号）  
内 容：大阪労働局長が経済団体に対し東日本大震災に係る雇用問題への配慮を求める要請書（別添）を手交します。  
要 請 先：公益社団法人関西経済連合会  
大阪商工会議所  
大阪府中小企業団体中央会  
大阪府商工会連合会

## **3 『日本はひとつ』大阪しごと協議会」の初会合の開催について**

- 日 時：平成23年4月19日（火）13時30分から15時30分まで  
場 所：ホテル プリムローズ大阪 鳳凰西  
（大阪府中央区大手前3丁目1番43号）  
内 容：① 『日本はひとつ』しごとプロジェクト」での取組みについて  
② 特別相談窓口の相談状況について  
③ 雇用・労働関係の特例措置等（雇用調整助成金等）について  
③ 各自治体の取組みについて  
④ 関係団体の取組みについて  
⑤ 協議会の今後の取組みについて  
⑥ その他

### 【取材について】

- 上記2（経済団体への要請）はフルオープン。  
上記3（『日本はひとつ』大阪しごと協議会」初会合）もフルオープンとしますが、カメラ撮りについては冒頭のみとさせていただきます。  
なお、当日取材希望がある場合には、当日午前9時までには下記あて御連絡下さい。

事務局：大阪労働局職業安定部職業安定課  
廣瀬、武田(安)、前田  
電話 06-4790-6302

平成23年4月19日

## 東日本大震災に係る雇用問題への配慮に関する要請書

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生した東日本大震災により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災により、今後相当の期間にわたり、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、多数の方々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

既に、経済団体からいただいている御要望も踏まえ、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために雇用保険や雇用調整助成金の特例措置を決定しております。

また、4月5日には、政府の「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」において「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を決定するなど、政府を挙げて対策に努めておりますが、本日、大阪におきましても、「『日本はひとつ』大阪しごと協議会」を開催し、関係機関と協議を行い、更に施策の充実に努めていく所存でございます。

つきましては、下記の事項につきまして、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

### 記

- 一 震災による影響に加え、計画停電の影響による休業が広がっていることから、プロジェクトを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の対象を拡大したところであり、本特例措置も活用していただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくよう、お願いいたします。
- 二 被災者の中には、地元での職を求める方もおられれば、避難場所などの被災地外において、一時的あるいは安定的な職を求める方もおられます。こうした様々なニーズに対応するため、プロジェクトの趣旨に御賛同いただき、職を失った被災者を対象とする求人を積極的に出していただくなど、被災者の積極的な雇入れについて、特段の御配慮をお願いいたします。特に、被災地外への避難者を対象とする求人をハローワークに出していただ

くよう、お願いいたします。政府としても、被災者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与の強化に努めてまいります。

また、特に厳しい環境にある被災した新卒者を対象とした求人についても、積極的にお願いします。

三 新入社員については、入社の後、休業せざるを得ない場合には雇用調整助成金を活用し、教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

また、内定取消しを受けた方をはじめとする、被災した未就職卒業者の1日でも早い就職のために、3年以内既卒者を採用した事業主に支給する奨励金の支給金額の拡充、要件緩和を行いましたので是非御活用いただき、一人でも多くの未就職卒業者を採用いただきますようお願いいたします。

四 今夏の厳しい電力需給状況を背景に、労働時間など労働条件の変更を計画される場合には、労使が十分に話し合ってください、家庭責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら、この難局を乗り切る方策を見いだしていただくよう、お願いいたします。

五 派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮につきましても、お願い申し上げます。

具体的には、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）に規定する措置を講じていただくとともに、雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

また、雇用の維持を図りつつもやむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当を支払っていただくようお願いいたします。

さらに、派遣労働者については、現在締結されています労働者の派遣契約はできる限り継続されるようお願いいたします。

やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、休業等による派遣元事業主の損害を契約に基づき賠償することや関連会社に就業機会のある等、派遣労働者の新たな就業機会の確保に派遣先としても努めていただくようお願いいたします。

大阪労働局長

(署 名)

## 『日本はひとつ』大阪しごと協議会」設置要綱

### (趣 旨)

第1条 東日本大震災の被災者が広域的に就職活動を希望する場合や一時的に避難・居住する場合の就労支援、及び雇用創出を促進するための対策を総合的に協議するため関係機関で構成する『日本はひとつ』大阪しごと協議会（以下「協議会」という。）を大阪労働局に設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、以下の事業を所掌する。

- (1) 大阪における被災者等の居住及び求職動向に関する情報収集に関すること。
- (2) 大阪における被災者等への職業相談、求人確保及び求人情報の提供に関すること。
- (3) 雇用・労働関係の特例措置の広報・周知に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会は、次の者により構成し、会長が主催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

- |       |               |                    |
|-------|---------------|--------------------|
| ・会長   | 大阪労働局         | 局長                 |
| ・事務局長 | 大阪労働局         | 職業安定部長             |
| ・委員   | 大阪労働局         | 総務部長               |
|       |               | 労働基準部長             |
|       |               | 需給調整事業部長           |
|       |               | 職業安定部職業安定課長        |
|       |               | 職業安定部雇用保険課長        |
|       | 近畿経済産業局       | 地域経済部 産業人材政策課長     |
|       | 近畿農政局大阪農政事務所  | 農政推進課長             |
|       | 大阪府           | 商工労働部 雇用推進室長       |
|       |               | 商工労働部 商工労働総務課長     |
|       | 大阪市           | 市民局 雇用・勤労施策担当部長    |
|       |               | 経済局 総務部 企画課長       |
|       | 堺市            | 産業振興局 商工労働部長       |
|       |               | 産業振興局 商工労働部 雇用推進課長 |
|       | 公益社団法人関西経済連合会 | 労働政策部長             |
|       | 大阪商工会議所       | 人材開発部長             |
|       | 大阪府中小企業団体中央会  | 労政調査部長             |

大阪府商工会連合会 事務局長  
日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長  
独立行政法人雇用・能力開発機構大阪センター 統括所長

(会 議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 協議会事務局は、大阪労働局職業安定部職業安定課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成23年4月19日より施行する。